平成１９年（ヨ）第２２０６２号　著作権侵害差止仮処分申立事件

債権者　鄭　義信

債務者　金　守珍

債権者準備書面（2)

２００７年7月２０日

東京地方裁判所民事第４０部保全係　　御中

債権者訴訟代理人弁護士　　柳　原　敏　夫

債権者は、債務者より過日提出された「それからの夏」（以下、本著作物という）に関する脚本（乙５）を債権者が入手した元の脚本と比較検討したので、その結果に基づいて、本著作物の無断改変について、以下の通り、主張する。

１、本著作物の脚本（乙５）と原作の対比

結論として、債務者より提供された本著作物に関する脚本（乙５）は債権者が入手した元の脚本と全く同じものであった（それゆえ、債権者からわざわざ乙５と同じものを書証として提出しない）。その限りでは無断改変は確認できない。

しかし、果して、債務者は８月１日からの本上演にあたって、この脚本（乙５）を本当に使用するのだろうか？

２、本著作物の無断改変について

この点、債務者が本上演でこの脚本（乙５）を使用するかどうか極めて疑わしい。なぜなら、債務者は本公演の題名をわざわざ「それからの夏２００７」と一部修正したにもかかわらず、その脚本の表題は「それからの夏」となっているからである（乙５の１頁目）。それはちょうど、映画「ダイ・ハード２」の脚本として「ダイ・ハード」という表題の脚本を使用するようなものである。そんなバカなことはない。映画「ダイ・ハード２」の脚本の表題も当然「ダイ・ハード２」であるように、「それからの夏２００７」の脚本の表題もまた「それからの夏２００７」でなければおかしい。

むしろ、以下に述べる理由から、本上演にあたって、債務者は本著作物の内容を改変する可能性は極めて高い。

第一に、上述した通り、映画「ダイ・ハード」ののち、その題名を一部修正した「ダイ・ハード２」ダイ・ハード３」はいずれも「ダイ・ハード」の主人公が「ダイ・ハード」とは別なストーリーで活躍する映画である。わざわざ題名を一部修正しながら、その内容が最初の映画と全く同一だったらそれは観客に対する詐欺である。つまり、題名の一部修正と内容の一部修正は表裏一体をなす。その理は本件でも同様である。題名を「それからの夏２００７」と一部修正した以上、その内容も一部（おそらく２００７年という現代風に）修正することを意味するからである。

第二に、債務者は、これまで再三再四、債権者の作品を無断改変してきた実績があり（その詳細は甲１７。２～３頁参照)、

その上、その行為を、依然、著作権法上の「無断改変」であると自覚しておらず（債権者準備書面(1)２頁３参照)、《無断改変というのは全くの言いがかりである》（答弁書７頁）と完全に開き直っている。そうであれば、債務者が題名を「それからの夏２００７」と改変した本公演において、確信犯的に、従前と同様の「無断改変」に及ぶことは必定だからである。

３、結語

以上の諸事実から、債務者が本著作物を改変する可能性は極めて高く、これを予防的に差し止める必要性は高いことが明らかである。

以　上